病気やけがをしたとき

療養の給付(家族療養費)が受けられます

初診の際に、「被保険者証」を医療機関に提出して受診します。健康保険を扱っている医療機関であれば、 全国どこでも受診できます。(70 ~ 74歳の方は、「高 齢者受給者証」を一緒に提出します。) 給付割合は年齢別に決められています。

■患者負担額(義務教育就学後~69歳)

通院	· 3割自己負担	
入 院		
入院時の食事代	標準負担額 1食460円(1日3食1,380円を限度)	
療養病床の場合 (65歳以上)	標準負担額 食費:1食460円(1日3食限度) 居住費:1日370円 【1か月:約53,000円】	

[※]低所得者は標準負担額の軽減措置あり。

■年齢別の給付割合

義務教	8割	
義務教育就	7割	
70歳~74歳	一般	8割
	現役並み所得者 (※1)	7割
75歳(一定の障害がある方は65歳)以上(後期高齢者医療制度)	一般	9割
	一定以上の所得がある場合 (※2)	8割
	現役並み所得者 (※1)	7割

- ※1 現役並み所得者とは、健康保険加入者は標準報酬月額28万円以上の方が該当します。ただし年収が、高齢者複数世帯で520万円未満、単身世帯で383万円未満の場合、健保組合への申請により一般扱いとなります。なお、後期高齢者医療制度では課税所得145万円以上(年収基準は健康保険と同様)の方が該当します。
- ※2 課税所得額28万円以上145万円未満かつ年収が単身世帯で200万円以上(複数世帯は合計320万円以上)の場合に限る。

入院時の「標準負担額」を超えた額は入院時食事・生活療養費として給付されます

入院したときは、医療費の自己負担とは別に、食事の費用の一部を自己負担します。残りは、健康保険組合から「入院時食事療養費」として支給されます。

標準負担額は、被保険者・被扶養者とも1日3食1,380 円を限度に、1食あたり460円です。所得の低い人な どには下表のように減額措置があります。

なお、65歳以上の方が療養病床に入院した場合は、 生活療養にかかる標準負担額(食費+居住費、上記「患 者負担額」参照)を自己負担します。残りは、健康保険 組合から「入院時生活療養費」として支給されます。

■入院時食事代の標準負担額

一般患者		1食(1日)	460円(1,380円)
低所得者	90日までの 入院	1食(1日)	210円(630円)
	90日を超え る入院	1食(1日)	160円(480円)
低所得世帯の 老齢福祉年金受給者等		1食(1日)	100円(300円)

※特別メニューを希望したときは、自己負担となります。また入院時に要した食事代は高額 療養費を算定する自己負担額や付加給付の対象にはなりません。

